

## 医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障がい福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっています。また、募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状であります。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（２０２２年６月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額２５万７，５００円で、全産業平均の３４万１００円と比べて、８万円を超える格差があります。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心としたベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大しています。

また、本年８月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは４月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等の報酬には反映されない状況であります。

介護や障がい福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにもかかわらず、低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば、職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがあります。

よって、国におかれましては、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と経済対策としての処遇改善支援事業を早期に実行し、その上で、２０２４年度の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇等を踏まえた処遇改善等を行うことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年１２月１４日

北海道江別市議会

提 出 先  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣